平成２６年（フ）第５８３号
北九州市小倉南区城野４丁目３番37―303号
債務者　小倉小夜子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５４８号
熊本市東区下南部３丁目15番98号、前住所熊本市東区中江町７番地１
債務者　品川　　潔
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５７２号
熊本県宇土市椿原町27番地１　釈光ビレッジ101号室、前住所熊本県宇土市松山町1405番地35
債務者　本村　泰弘
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０３号
広島県福山市西新涯町２丁目22番32号　カーレントティエラＢ201
債務者　梶原　敏弘
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２１４号
広島県福山市松永町４丁目６番２―202号
グラン・シエロ松永
債務者　浜本八千代
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４１７号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原917番地の11、前住所神奈川県足柄下郡箱根町仙石原901番地の26　応無荘102
債務者　梶原　零嗣
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４２５号
神奈川県小田原市早川３丁目18番地の３　岡田ハイツ202号
債務者　加賀田　登
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１６９３号
愛知県春日井市高座台５丁目２番地１　サンハイツたかくらＤ号棟602号室
債務者　佐藤　真紀
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２９号
熊本市南区護藤町3510番地８
債務者　原　　由規
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５５７号
熊本市中央区琴平１―５―９―111、住民票上の住所熊本県天草市天草町下田南3954番地
債務者　鬼海　生典
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８９号
愛媛県松山市小坂４丁目９番10号　ドルチェ小坂206号
債務者　岡本　尚己
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第８２号
兵庫県明石市太寺大野町2694―７　マンション子午線１階
破産者　株式会社丸八
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
静岡県島田市伊太2729番地
破産者　有限会社日成電気工事
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８６号
静岡市駿河区高松２丁目８番１―101号
破産者　有限会社城北電子
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６２９号
北海道古平郡古平町大字丸山町16番地
破産者　株式会社カネニ本間水産
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９２号
札幌市白石区本郷通８丁目南１番５号
破産者　株式会社ブルーム
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５号
京都府福知山市字新庄1006番地の１
破産者　有限会社加賀
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第３１８５号
大阪市北区東天満２丁目７番17号
破産者　株式会社アカタニ
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部